

AMT CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国相談室

中国の食品安全法の修正 北京オフィス顧問 李 加弟/弁護士 若林 耕

II 中国法令アップデート

- 工商総局による「先照後証」改革の厳格実行・工商登記前置許認可事項の厳格遂行に関する通知
- 国家工商行政管理総局による審査認可事項の調整に関する公告
- 通信ショートメッセージサービス管理規定

III 台湾法令アップデート

- 会社法
- 保険業 RBC 比率管理弁法

IV 中国万感

～中国のネット流行語～ 弁護士 楽 楽

I 中国相談室

北京オフィス顧問 李 加弟
弁護士 若林 耕

Q:最近中国の「食品安全法」が修正されたと聞いていますが、具体的にどのような修正が行われたのでしょうか。中国の食品安全についての規制の現状について教えてください。

回答:

一、史上最も厳格な「食品安全法」が施行

中国では 2008 年のメラミン混入粉ミルク事件以降、食品安全に対する社会の関心が高まり、都市部を中心に有機栽培野菜や国外からの輸入食品等を専門に取り扱うお店が急増している。現行の「食品安全法」(以下、「現行食品安全法」という)は、2009 年 2 月 28 日に公布され、同年 6 月 1 日から施行されたが、これまで一度も修正が行われていなかった。近年、中国政府は、食品安全問題について国民からの社会的な批判を浴びて、食品安全を重大問題と位置づけて様々な対策を採っているが、その一環としてこの度現行食品安全法が改正された。2015 年 4 月 24 日に公布され、2015 年 9 月 1 日から施行される新しい食品安全法(以下、「新食品安全法」という)は、6 章、101 条から構成されている。

新食品安全法では、食品の保管・運送、遺伝子組み換え食品、健康食品、乳幼児食品など7分野に関する規定を追加し、食品のインターネット販売も監督管理の範囲に盛り込むものである。また、違反した場合の行政拘留等に関する項目を追加し、過料の額も引き上げるなど、度重なる食品安全事件で中国国内に広がる国民の食品安全に対する不安を払拭するため、管理監督権限が大幅に強化されたのが特徴である。その結果、新食品安全法は、史上最も厳格な食品安全規制とも評価されている。

以下、具体的に現行食品安全法からの修正点を中心に解説を行う。

二、健康食品、特殊医学用途食品、幼児用配合食品などに対する監督管理を厳格化

1)健康食品(75 条、76 条及び 78 条¹⁾)

新食品安全法は、保健機能を有すると謳う食品(以下「健康食品」という)に対して厳格な監督・管理を実施している。具体的には以下の規定が置かれている。

- 健康食品は、人体に対して急性、亜急性又は慢性の危害を与えてはならない。
- そのラベル、説明書は疾病予防、治療効果に言及してはならず、内容は真実でなければならないとともに、登録又は届出の内容と一致しなければならない。
- 効果のある人と効果のない人、効能成分又は表示成分及びその含有量等を明記しなければならない。
- 「本製品が薬品と代替することができない」と表記しなければならない。
- 製品の効能と成分は、ラベル及び説明書と一致しなければならない。

また、現行食品安全法では、健康食品については、国の指定機関による各種試験の合格を条件とした「一律認可制」が採用されていたが、新食品安全法では、ビタミン・ミネラルなどの指定され

¹ 条文番号は、特別な記載のない限り、新食品安全法のものである。

た機能性成分を含む食品については届出制として管理されることになった。輸入健康食品も国内に準じた手続きの簡素化が進められ、これまで認可までに長期間と多額のコストがかかっていた健康食品の流通がスピードアップすると期待されている。

2) 特殊医学用途配合食品に対する食品薬品監督管理部門の登録制度の導入(80条)

特殊な医学用途配合食品は、特定の病気にかかった人を適用対象とする特殊な食品であり、新食品安全法により、特殊医学用途配合食品については国務院食品薬品監督管理部門での登録制度が導入されることになった。登録の際には、製品の配合成分、生産方法、表示、説明書及び製品の安全性、栄養充足性及び特殊医学用途の臨床効果を説明する資料を提出しなければならない。

3) 乳幼児配合食品(81条)

新食品安全法では、これまで以上に乳幼児配合食品に対して厳格な監督管理の実施が規定されている。

- 乳幼児配合食品を製造する企業は、原料が工場に納品されてから製品として出荷されるまでの全プロセスに及ぶ品質制御を実施し、出荷される乳幼児用調製食品については全ロット検査を実施し、乳幼児用配合食品の安全を保証しなければならない。
- 乳幼児用配合食品の製造に使用する生乳、補助材料、食品添加物等は、法律、行政法規の規定及び食品安全国家基準に合致しなければならず、乳幼児の成長発育上必要とされる栄養成分が保証されなければならない。
- 乳幼児配合食品を製造する企業は、生産原料、食品添加物、製品配合成分及び表示等を省、自治区、直轄市人民政府食品医薬品監督管理部門に届け出なければならない。
- 乳幼児配合粉乳の製品配合成分は、国務院食品薬品監督管理部門に登録しなければならない。
- 個別包装の方式で、乳幼児配合粉乳を製造してはならず、同一企業の同一の配合成分で異なったブランドの乳児用調製粉乳を製造してはならない。

三、インターネット上の食品取引の責任を明確化(62条)

- 新食品安全法によれば、ネット食品取引のプラットフォーム提供者は、同プラットフォームにアクセスする食品販売者に対して実名による登録を義務付けることが要求される。また、食品製造販売者の許可証を取得した者に対しては、その許可証も確認しなければならない。
- ネット食品取引のプラットフォーム提供者が、同プラットフォームにアクセスする食品販売者の法律違反行為を発見した場合、直ちに停止させるとともに、速やかにプラットフォーム提供者の所在地の県レベルの人民政府食品医薬品監督管理部門に報告しなければならない。

四、食品の全行程トレーサビリティ制度の導入(42条)

- 新食品安全法によれば、国は、食品全行程トレーサビリティ制度を構築すると規定されている。食品生産経営者は、食品安全のトレーサビリティのシステムを構築し、トレーサビリティ可能性を保証しなければならない。

五、責任の強化

新食品安全法は、民事、行政等の面において、以下のような責任の強化を図っている。

1) 懲罰的賠償制度(148条)

- 消費者が食品安全基準に不適合な食品により損害を受けた場合、販売者に損害賠償を請求することができ、製造者にも損害賠償を請求することができる。消費者の賠償請求を

受けた製造・販売者は、「最初に責任を負う」という制度を実施し、最初に賠償を支払い、責任を転嫁してはならない。製造者の責任に属するものは、販売者が賠償後製造者に求償請求する権利を有する。販売者責任に属するものは製造者が賠償後販売者に求償請求する権利を有する。

- 食品安全基準に不適合な食品を生産し又は食品安全基準に不適合であることを明らかに認知しつつ販売した場合、消費者は損害賠償を請求するほかに、製造者又は販売者に対して支払った代金の10倍又は損失金額の3倍の賠償金を請求することができる。賠償金額が千元に満たない場合は千元とする。

2) 行政処罰の強化及び職務怠慢等の行為がある政府担当者に対する処分の強化

- 法定の基準を満たす場合、関連する行政部門は、行政拘留を含む行政処罰を処する権限があるとともに、行政部門の法律執行者による職務怠慢等行為に対する責任追及も強化している。

3) 刑事責任との関係

- 生産経営者や行政部門の監督管理者、検査機関の検査者等の違法行為が犯罪を構成する場合、刑法の関連する規定に照らして刑事責任を追及する。

以上

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕

北京オフィス顧問 李 彬

弁護士 濱本 浩平

上海オフィス顧問 繆 媛媛

弁護士 横井 傑

最新中国法令の解説

<工商登記>

工商総局による「先照後証」改革の厳格実行・工商登記前置許認可事項の厳格遂行に関する通知

[ポイント] 中国では、2014年以降、従前の「先証後照」(先に必要なライセンスを取得後設立登記)から「先照後証」(先に設立登記後必要なライセンスを取得)に手続を変更し、行政手続の効率化を図っている。本通知は、「先照後証」を更に深化、明確化するものである。別途公表された「工商登記前置許認可事項目録」に記載されていなければ、基本的に「先照後証」に従って登記手続を先に進めることが明確に規定されている。

2015年5月11日公布、同日施行(工商企注字[2015]65号)

[原文] [工商总局关于严格落实先照后证改革严格执行工商登记前置审批事项的通知](#)

[添付1] [工商登记前置审批事项目录](#)

[添付2] [企业变更登记、注销登记前置审批事项指导目录](#)

<工商局の審査認可事項の調整>

国家工商行政管理総局による審査認可事項の調整に関する公告

[ポイント] 本公告は、国家工商行政管理総局が行う審査認可の対象事項について、調整したうえで明確化するものである。例えば、(これまで審査認可の対象事項とされていた)商標登録、使用ライセンス契約届出等は、審査認可の対象事項ではなく行政確認事項であるとされ、馳名商標の認定は、審査認可の対象事項ではなく行政裁決事項であると調整(変更)されている。

2015年5月25日公布、同日施行(工商弁字[2015]75号)

[原文] [工商总局关于调整有关审批事项的公告](#)

<通信>

通信ショートメッセージサービス管理規定

[ポイント] 本規定は、ショートメッセージサービスのサービス提供者の許可制及びその他行為規制等、並びに商業的なショートメッセージを規制する具体的規定などを定めている。中国では近年ショートメッセージが幅広く活用される一方で迷惑メッセージが社会問題化しており、2012年に「インターネット情報の保護強化に関する決定」によって商業的メール等の発信に受信者の同意・請求等を要求する規制が定められた。もっとも、同決定は具体的な規制方法等の規定を欠いており、法整備の不足が指摘されていたところ、今回、本規定の制定に至った。なお、本規定は、WeChat(中国版LINE)やウェイボー(中国版Twitter)なども広く対象としている。

2015年5月19日公布、2015年6月30日施行(中華人民共和国工業和信息化部令第31号)

[原文] [通信短信息服务管理规定](#)

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【[上海自由貿易試験区関連法令一覧](#)】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕

台湾弁護士 吳 曉青

最新台湾法令の解説

<会社法>

「会社法」の改正

[ポイント]台湾会社法における会社の利益配当について新たな改正が行われた。従前の会社法においても、会社は定款で従業員に対する利益配当制度を定める義務が課されていたが、現実には従業員に対する利益配当が実際に行われることは少なく、改善を求める声が強まっていた。改正後の会社法によれば、更に具体的に踏み込んで、会社は定款で当年度の利益の一定額または一定比率を従業員の報酬として分配すると定めなければならないとされた。但し、従業員に対する利益配当の前に、累積損失がある場合、まず当該損失を補填しなければならない。更に、当該報酬の分配方法は、会社の株式または現金によることも可能とされた。従業員に対する利益配当制度は台湾特有な制度であるが、今回の改正により、従業員の権利保護が一層強化されると考えられる。

(2015年5月20日公布、同日施行)

[原文][公司法](#)

<保険業規制>

「保険業 RBC 比率管理弁法」の改正

[ポイント]金融監督管理委員会は、今年2月に改正された保険法に基づき、保険会社のリスク対応自己資本率(RBC比率)の評価基準である「保険業RBC比率管理弁法」を改正した。改正後の同弁法によれば、RBC比率評価基準は、過去の5つのレベルから、「資本充足」(RBC比率が200%以上である場合)、「資本不足」(RBC比率が150%以上200%未満である場合)、「著しく資本不足」(RBC比率が50%以上150%未満である場合)、「深刻な資本不足」(RBC比率が50%未満または正味価値がマイナスである場合)の4つのレベルに分けられることとなった。金融監督管理委員会はRBC比率の不足程度に応じ改善・是正措置を命じる。

(2015年5月18日公布、2016年1月1日施行)

[原文][保険業資本適足性管理辦法](#)



中国万感



【中国のネット流行語】

弁護士 楽 楽

日本では、毎年年末に流行語大賞が発表され、昨年は「ダメよ～ダメダメ」と「集団的自衛権」が年間大賞に選ばれ、「壁ドン」や「ありのまま」などがトップテンに選ばれた。中国でも同じように流行語大賞が毎年発表される。昨年は習近平国家主席の発言である「中国夢」(チャイナドリーム)などが選ばれた。

一方で、中国では(日本同様)ネット上の流行語大賞なるものがある。本日はこのうちからいくつか紹介する。

「画面太美我不敢看」(画面があまりにも素晴らしくて眺める勇気がない)

台湾を中心に活躍する蔡依林(ジョリン・ツァイ)の 10 年前の歌「プラハ広場」に登場する言葉。ツッコむところが多すぎて何も言えないときに使われる。

「我只想安静地做个美男子」(僕はただ静かなイケメンでいたい)

人気 WEB ドラマ「万万没想到」(まさかこんなことになるなんて思いもしなかった)第 2 弾第一話に登場する主人公が扮する三蔵法師が唱える念仏の全文が、「我只想安静地做个美男子」(僕はただ静かなイケメンでいたい)の繰り返しであったことから火がついた。あることに対して意見を言いたくないとき、ノーコメントを貫くときに使われる。

「有钱、就是任性」(金持ちはわがまま)

ネット上の健康食品販売詐欺に引っかかり、7 万元(120 万円)騙し取られた人が、その時点で詐欺であるに気付いたが、警察に届け出ても相手にされないだろうと思い、逆に詐欺グループがいくら騙し取れるのかを試すために、そのまま騙されたふりをして、最終的に 54 万元(900 万円)振り込んだことが新聞で報道されたことから、この言葉が盛んに言われるようになった。

「且行且珍惜」(大切にしながら歩まなければならない)

昨年、中国の人気俳優である文章(ウエン・チャン)が不倫を認め、微博(ミニブログ)に謝罪の言葉を載せたところ、その 3 分後、妻である馬伊俐(マー・イーリー)が、自身の微博で、「恋愛虽易, 婚姻不易, 且行且珍惜」(恋愛は簡単だが、結婚生活は難しい。大切にしながら歩まなければならない。)と投稿した。その最後の 5 文字がネットユーザーの心を掴んだ。そこから、「花钱虽易, 赚钱不易, 且赚且珍惜」(お金を使うのは簡単だが、お金を稼ぐのは難しい。大切にしながら稼がなければならない。), 「吃饭虽易, 减肥不易, 且吃且珍惜」(ごはんを食べるのは簡単だが、ダイエットするのは難しい。大切にしながら食べなければならない。)といったパロディが現れた。

ぜひ今度、中国人の友達に使ってみるといいかもしれない。ただし、もう新しい流行語が出てきているので、「遅れてるね」、と言われてしまうかもしれない。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	横井 傑	若林 耕
若林 耕	李 加弟	濱本 浩平
楽 楽	李 彬	繆 媛媛
屠 錦寧	安 然	
呉 曉青		

CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

東京オフィス

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000(代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>

名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号
名古屋三井ビルディング新館13階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com

北京オフィス(日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処)

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号
北京發展大廈809室
郵便番号100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com

上海オフィス(日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処)

中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心40階
郵便番号200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com

シンガポールオフィス(Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP)

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza
Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com

ホーチミンオフィス(HCMC Office)

Kumho Asiana Plaza Saigon, Suite 609A
39 Le Duan Street, District 1
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84-8-3822-0724(代表)
Email: vietnam@amt-law.com

ジャカルタデスク

(ルースディオノ・パートナーズ(Roosdiono & Partners)法律事務所内)

The Energy 32nd Floor, SCBD Lot 11A
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190, Indonesia
Tel: +62-21-2978-3888(代表)
Email: jakarta@amt-law.com